

調整金による「前倒し使用」及び「次年度使用」に関する Q & A

【共通】

- 問 1 なぜ「調整金」の対象に、一部基金種目を含んでいないのでしょうか？
問 2 前倒し使用の額や次年度使用の額に予算上の制限はないのでしょうか？

【前倒し使用】

- 問 3 前倒し使用を行う場合に、次年度以降の内約額等について何か留意することはあるのでしょうか？
問 4 前倒し使用した補助金について、「繰越制度」による翌年度にわたる使用は可能でしょうか？
問 5 前倒し使用した補助金の実績報告は、当初交付された補助金と合わせて行えばよいのでしょうか？

【次年度使用】

- 問 6 次年度使用の対象となる「繰越制度の要件に合致せず繰越できない研究費」とはどのようなものなのでしょうか。
問 7 繰越要件に該当する場合でも、繰越をせずこちらの制度を活用することは可能でしょうか。
問 8 同一研究課題について、「繰越制度」による翌年度にわたる使用と「調整金」による次年度使用を同一年度に行うことは可能でしょうか？
問 9 研究期間 2 年度目の 4 月から育休による補助金の交付申請の留保を行う者が、初年度に未使用額を国庫に返納し、2 年度目に次年度使用を希望することは可能でしょうか？
問 10 次年度使用の申請額に下限を設けるのはなぜでしょうか？
問 11 当該年度に未使用額として国庫返納した額の 9 割までしか次年度に交付しないのはなぜでしょうか？
問 12 次年度使用を希望する場合に、国庫返納した額の 9 割相当額の一部を次年度使用額とすることはできるのでしょうか？
問 13 繰越制度を活用して翌年度に繰り越した補助金の一部に未使用額が生じた場合に、翌年度の「調整金」を活用した次年度使用は可能でしょうか？
問 14 次年度使用額の交付時期はいつ頃になる予定でしょうか？
問 15 次年度使用分として追加交付された補助金について、特段の経理管理及び実績報告上の留意点はあるのでしょうか？
問 16 研究期間中であれば、毎年度でも次年度使用を行うことが可能でしょうか？
問 17 未使用額が生じた場合に、必ず次年度使用を申請する必要はあるのでしょうか？
問 18 間接経費についても、次年度使用が可能でしょうか？

【共通】

問1 なぜ「調整金」の対象に、一部基金種目を含んでいないのでしょうか？

答

「調整金」は、科研費の使い勝手を更に向上させるために、平成 25 年度から試行するものです。一部基金種目については、500 万円以下の研究費を既に基金で措置し、複数年度にわたる研究費の使用を部分的に可能とし、使い勝手の向上を図っています。

一方で、一部基金種目は、補助金と基金により研究費が措置されるため、使用に当たって、補助金と基金の両方のルールが適用されることから、補助金又は基金のみの研究費と比較すると、管理が多少煩雑になっています。

このような状況を踏まえ、平成 25 年度「調整金」の試行にあたっては、一部基金種目の管理を更に煩雑化させることのないよう、補助金のみを交付する研究課題を対象としています。

<対象研究課題>

- ・特別推進研究、新学術領域研究、基盤研究（S・A）、研究活動スタート支援の研究課題
- ・平成 22 年度以前に採択された基盤研究（C）、挑戦的萌芽研究、若手研究（B）の研究課題
- ・平成 23 年度以前に採択された基盤研究（B）、若手研究（A）の研究課題

問2 前倒し使用の額や次年度使用の額に予算上の制限はないのでしょうか？

答

基金の場合には、各課題ごとに総配分額の中で自由に前倒し使用や次年度使用ができますが、調整金の場合は、前倒し使用や次年度使用を行う際に必要となる研究費分について、補助金全体の中に枠を設け、その範囲内で各課題に配分することになります。

このため、膨大な前倒し使用や次年度使用の希望があった場合には、無制限に認められるものではありませんが、これまでの基金種目における執行状況等を踏まえて枠を設定しており、希望があった課題に対して、おおむね対応できると考えています。

【前倒し使用】

問3 前倒し使用を行う場合に、次年度以降の内約額等について何か留意することはあるのでしょうか？

答

前倒し使用を行った場合には、それに伴い次年度以降の研究計画を変更することになり、当初内定額を見直していただくこととなります。

当初内定額の見直しに当たっては、補助金は毎年度交付内定・申請・決定等の所定の手続きを行う必要があることから、各年度 10 万円以上の交付額となるような見直しを行っていただくことを考えています。

※「10 万円以上」とするのは、現在の応募要件において、応募研究経費は研究期間のいずれの年度においても 10 万円以上でなければならないこととしているためです。

なお、前倒し使用については基金同様、特に以下の点に留意してください。

- ・研究期間の短縮はできません。
- ・次年度以降の研究計画の遂行ができなくなるような多額の前倒し使用を行うことは避けてください。
- ・資格の喪失等を理由として前倒し使用はできません。

問 4 前倒し使用した補助金について、「繰越制度」による翌年度にわたる使用は可能でしょうか？

答

前倒し使用した補助金について、「繰越制度」により翌年度にわたって使用することは可能ですが、繰越しが認められるためには、繰越事由が前倒し使用を希望した際には、想定されなかったものであることが必要です。

問 5 前倒し使用した補助金の実績報告は、当初交付された補助金と合わせて行えばよいのでしょうか？

答

当初交付分と合わせて行っていただくこととなります。

前倒し使用した補助金は、当初交付された補助金に追加で交付されるものであるため、翌年度に行う実績報告では、当初交付額に追加交付額を加えた額の使用実績等について報告を行っていただくこととなります。

【次年度使用】

問 6 次年度使用の対象となる「繰越制度の要件に合致せず繰越できない研究費」とはどのようなものでしょうか。

答

具体的には、例えば以下のような事例を想定していますが、これに限らず、補助事業の誠実な執行に努めた結果未使用額が生じた場合で、繰越要件に該当しない場

合には、広く対象とすることとしています。

- ・親族の介護や子の養育により研究計画の進捗が遅れたために生じた未使用額
- ・身内の不幸等により研究成果の発表を予定していたシンポジウムに参加できなかったために生じた未使用額
- ・調達方法の工夫などにより、当初計画より経費の使用が節約できたことにより生じた未使用額

問7 繰越要件に該当する場合でも、繰越しをせずこちらの制度を活用することは可能でしょうか。

答

繰越要件に該当する場合には、必ず繰越し手続きを行ってください。

繰越が認められれば、未使用額の全てが翌年度に使用できるのに対して、本制度は予算の枠があることから最大でも未使用額の9割の交付となり、申請が過大になれば、交付額がさらに減る可能性もあります。

なお、繰越申請を行い認められなかった場合であっても、本制度の対象にはなりませんので、繰越要件に合致する可能性がある場合には、幅広く繰越申請を行って下さるようお願いいたします。

問8 同一研究課題について、「繰越制度」による翌年度にわたる使用と「調整金」による次年度使用を同一年度に行うことは可能でしょうか？

答

同一研究課題について、「繰越制度」によって当該年度に使用する補助金の一部を翌年度にわたって使用することとした上で、残額が生じ、その額が「調整金」による次年度使用の要件に合致する場合、その額を未使用額として国庫に返納し、次年度の「調整金」により次年度使用の申請を行うことはできます。

なお、繰り越した研究費は、当該年度の補助事業の一部として翌年度にわたって使用することとなります。一方、「調整金」による次年度使用分の研究費は、次年度の補助事業の一部として使用することになります。

問9 研究期間2年度目の4月から育休による補助金の交付申請の留保を行う者が、初年度に未使用額を国庫に返納し、2年度目に次年度使用を希望することは可能でしょうか？

答

研究期間2年度目の4月から育休により補助金の留保を行う者が、初年度の未使用額を国庫に返納し、2年度目に研究を再開する場合、次年度使用を希望すること

はできます。

なお、この場合には、育休が終了し補助事業を再開する際に、育休により留保した補助金に次年度使用分を加えた額を、申請することとなります。

※3年度目に研究を再開する場合も、3年度目の調整金により次年度使用が可能です。

問 10 次年度使用の申請額に下限を設けるのはなぜでしょうか？

答

現在、科研費では、直接経費に他の経費（使途に制限のある経費を除く）を加えて補助事業のために使用することができるため、例えば、年度末に科研費に少額の残額が生じた場合には、それらの経費と合わせて使用することができ、科研費のみを使い切る必要はありません。

次年度使用の申請額については、希望者に対して、国庫返納した額の9割相当額を上限として、所定の手続き（変更交付決定）を経た上で、追加交付するものであるため、研究機関等の事務手続きに係る費用対効果の観点から、未使用額が10万円未満となる場合は対象外とする予定です。

問 11 当該年度に未使用額として国庫返納した額の9割までしか次年度に交付しないのはなぜでしょうか？

答

「調整金」による前倒し使用や次年度使用の研究費は、基金のように各課題の総配分額の中で融通するものではなく、補助金の中に一定の枠を設けて、各課題の研究費とは別に措置するため、全ての課題について無制限に認められるものではありません。

このため、「調整金」導入の初年度になる平成25年度は、「調整金」の枠を考慮し、9割を上限としたものであり、前倒し使用や次年度使用の申請が、「調整金」の枠を超えるほどあった場合には、その予算の範囲内で減額して交付することになります。

問 12 次年度使用を希望する場合に、国庫返納した額の9割相当額の一部を次年度使用額とすることはできるのでしょうか？

答

国庫返納した額の9割相当額全額を次年度使用希望額としない場合は、次年度使用を希望する具体的な額を申請していただくことを考えています。

問 13 繰越制度を活用して翌年度に繰り越した補助金の一部に未使用額が生じた場合に、翌年度の「調整金」を活用した次年度使用は可能でしょうか？

答

繰越制度を活用して翌年度に繰り越した補助金による事業は、前年度の実績として実施されることから、翌年度の補助金と合わせて使用することはできません。

また、繰り越した補助金の一部を未使用額として国庫に返納し、それに基づき「調整金」を活用した次年度使用を行おうとしても、繰り越した補助金の一部は、「調整金」を活用する年度の前々年度の補助事業のために使用されるものであるため、次年度使用には該当しません。

このため、繰り越した補助金の一部に未使用額が生じたとしても、それに基づく「調整金」を活用した次年度使用はできません。

問 14 次年度使用額の交付時期はいつ頃になる予定でしょうか？

答

次年度使用の希望の聴取は、実績報告書提出と併せて行うことを（5月31日期限）を予定しています。

その後の事務手続きに要する時間を考慮すると、各機関への追加交付時期は秋頃を予定しています。

問 15 次年度使用分として追加交付された補助金について、特段の経理管理及び実績報告上の留意点はあるでしょうか？

答

次年度使用分として追加交付された補助金は、次年度当初に交付された補助金と合わせて使用していただき、実績報告もそれに合わせて行っていただくことを考えています。

このため、次年度使用分の追加交付があっても、その後の事務手続きは、追加交付のなかった課題と変わることはないと考えています。

問 16 研究期間中であれば、毎年度でも次年度使用を行うことが可能でしょうか？

答

最終年度の補助金の一部を未使用額として国庫に返納し、次年度の「調整金」による次年度使用を行うことは、研究期間を延長することになるので認められませんが、最終年度以外の補助金については、研究期間内であれば毎年度次年度使用を行

うことも可能です。

問 17 未使用額が生じた場合に、必ず次年度使用を申請する必要はあるのでしょうか？

答

次年度使用見込額が少額な場合など、次年度使用を希望しない場合には、必ずしも申請する必要はありません。

なお、次年度使用の手続きについては、交付決定後において、当初計画に対し、次年度使用による研究計画の変更を申請していただくことを予定しています。

問 18 間接経費についても、次年度使用が可能でしょうか？

答

間接経費は次年度使用の対象とせず、交付を行うのは、直接経費のみとする予定です。